



2026年 6月 17日

各 位

会 社 名 東洋テック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 竹野 讓  
(コード番号9686 東証スタンダード)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 入浦 直仁  
(TEL 06-6563-2111)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 処 分 期 日                | 2026年7月16日  |
| (2) 処分する株式の種類<br>及 び 数     | 当社普通株式 26,000株  |
| (3) 処 分 価 額                | 1株につき1,579円   |
| (4) 処 分 総 額                | 41,054,000円   |
| (5) 処分先及びその人数<br>並びに処分株式の数 | 取締役（社外取締役を除く） 4名 15,400株<br>取締役を兼務しない執行役員 14名 10,600株 |

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年6月21日開催の第54期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額50,000,000円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分（譲渡）を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 40,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、金額算定の明確性の観点から、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計41,054,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式26,000株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 18 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2026年7月16日～2056年7月15日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

#### ①譲渡制限の解除時期

次のいずれかの事由が生じた場合には、事由が生じた直後の時点をもって、本譲渡制限を解除する。

(i) 対象取締役等が、当社の代表取締役若しくは監査役、又は当社の子会社の取締役会長若しくは監査役の地位にある場合に、任期満了その他の正当な事由（対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役（ただし、顧問若しくは相談役に関しては、当該就任後は当社若しくは当社の子会社の経営に関与しない場合に限る。以下、特段の注記がない限り本項において同じ。）に就任した場合

(ii) 対象取締役等が、当社の取締役（代表取締役を除く。）若しくは取締役を兼務しない執行役員、又は当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員の地位にある場合に、定年により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役に就任した場合

(iii) 対象取締役等が、当社の子会社の取締役（取締役会長を除く。）の地位にある場合に、定年となった日（同日を含む。）以降に、任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役に就任した場合

(iv) 対象取締役等が、当社若しくは当社の子会社の顧問若しくは相談役（当該顧問若しくは相談役は、当社若しくは当社の子会社の経営に関与する者を含む。）の地位にある場合に、任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退職し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役（顧問若しくは相談役に関しては、当該時点で顧問若しくは相談役となっている会社の顧問若しくは相談役を除く。）に就任した場合

- (v) 対象取締役等が、当社若しくは当社の子会社の使用人の地位にある場合に、(a) 定年となった日（同日を含む。）以降に、雇用形態が変更となった場合、若しくは雇用契約の更新に伴い処遇が変更された場合、又は(b)定年となった日（同日を含む。）以降に、契約期間の満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退職し、当社若しくは当社の子会社の使用人（使用人に限っては、当該時点で使用人となっている会社の使用人を除く。）又は顧問若しくは相談役に就任した場合
- (vi) 前各号に定めるほか、対象取締役等が任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問若しくは相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任若しくは退職（死亡による退任若しくは退職を含む。）した場合

#### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める事由が生じた直後の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

#### (4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において譲渡制限が解除されない本割当株式、及び任期満了又は定年その他の正当な事由以外の事由により、譲渡制限期間満了前に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した対象取締役等又は本割当契約で定める一定の事由に該当した対象取締役等が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第63期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,579円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。